# 社会連携講座等設置契約書

（契約項目表）

<table>
<tr><td>1. 甲</td><td colspan="6">国立大学法人九州工業大学</td></tr>
<tr><td>2. 乙</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>3. 講座の名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>4. 事業目的及び<br>事業内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">5. 事業分担<br><br>（注）事業代表者には氏名に※印を付すこと。</td><td colspan="2">区分</td><td>氏名</td><td colspan="2">所属部局・職名</td><td>本事業における役割</td></tr>
<tr><td colspan="2">甲</td><td>※</td><td colspan="2"></td><td>事業の実施・検証</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>氏名</td><td colspan="2">所属部局・職名</td><td>本事業の役割</td></tr>
<tr><td colspan="2">乙</td><td>※</td><td colspan="2"></td><td>事業の実施・検証</td></tr>
<tr><td>6. 甲内設置部局</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>7. 設置場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>8. 設置期間</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日　から<br>令和　　年　　月　　日　まで</td></tr>
<tr><td rowspan="5">9. 事業経費負担<br>（単位：円）<br><br>消費税額及び地方消費税額を含んだ額にて記載</td><td>請求元</td><td>請求先</td><td>直接経費</td><td>間接経費</td><td>合計</td><td>付帯情報</td></tr>
<tr><td>甲</td><td>乙</td><td></td><td></td><td></td><td>202X年度　●回目</td></tr>
<tr><td>甲</td><td>乙</td><td></td><td></td><td></td><td>202X年度　●回目</td></tr>
<tr><td>甲</td><td>乙</td><td></td><td></td><td></td><td>202X年度　●回目</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">10. 設備の提供</td><td colspan="6">設　備</td></tr>
<tr><td colspan="4">名　称</td><td>規　格</td><td>数量</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11. ノウハウの秘匿期間</td><td colspan="6">本社会連携講座等終了後又は中止後の翌日から起算して5年間</td></tr>
<tr><td>12. 秘密保持義務有効期間</td><td colspan="6">本社会連携講座等終了後又は中止後の翌日から起算して3年間</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| 13. 成果公表時の事前通知及び修正通知の期日 | 事前通知： | 成果公表を行おうとする30日前 |
| | 修正通知： | 事前通知の受理から14日以内 |

甲と乙は、契約項目表記載の社会連携講座等を設置するにつき、次の各条の通り社会連携講座等設置契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約の締結を証するため、本契約書を作成し、甲乙記名押印又は署名（電子署名を含む）のうえ、それぞれ書面１通又は電磁的記録を保管するものとする。

年　　月　　日

（甲）　福岡県北九州市戸畑区仙水町１番１号
国立大学法人九州工業大学
学　　長　　　　安永　卓生

（乙）

## 第一章　定義

### 第１条（定義）

本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

一　「社会連携講座」又は「社会連携部門」とは多様化する社会的ニーズに対応した人材育成等行うための拠点を外部機関から受け入れる経費等を活用して甲内に設置運用されるもので、講座又は部門に相当するもの（以下、本契約によって設置するものを「本社会連携講座等」という。）をいう。

二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ　特許法に規定する特許を受ける権利､実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利､意匠法に規定する意匠登録を受ける権利､商標法に規定する商標登録出願により生じた権利､半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利､種苗法第３条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作権及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

二　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

三　「事業成果」とは、本契約に基づき得られたもので、本契約第６条に定める報告書の中で成果として確定された本社会連携講座等の目的に関係する発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

２　本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

３　本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法の利用行為及びプログラム著作物を使用する行為並びにノウハウを業として使用することをいう。

４　本契約において「事業担当者」とは、本社会連携講座等に従事する甲又は乙に属する本契約の契約項目表5.に掲げる者及び本契約第２条に該当する者をいう。また、「事業協力者」とは、事業担当者以外の者であって本社会連携講座等に協力する者をいう。

５　本契約において「乙の指定する者」とは、乙と会社法（平成17年法律第86号）上の親

会社若しくは子会社の関係にある会社又は乙が自らの事業のために製造を委託する者等のうち、乙から甲に書面により通知された者をいい、乙の指定する者による知的財産権の実施は、乙の実施として取り扱われるものとする。

6　本契約において「甲知的財産権」とは、本社会連携講座等における事業の結果生じた発明等であって、以下の事項に該当するものをいう。

一　乙への事前同意を得た上で､甲に属する事業担当者が本社会連携講座等における事業の結果単独で発明等を行ったことが証される知的財産権

二　甲に属する事業担当者及び乙に属する事業担当者が本社会連携講座等における事業の結果共同して発明等を行った場合において、持分を乙から承継した知的財産権

7　本契約において「共有知的財産権」とは、本社会連携講座等における事業の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権をいう。

## 第二章　一般項目

### 第２条（本社会連携講座等における事業に従事する者）

甲及び乙は、それぞれ契約項目表5.に掲げる者を本社会連携講座等の事業担当者として参加させるものとする。

２　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本社会連携講座等の事業担当者として参加させようとするとき、又は事業担当者を変更するときは、あらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

### 第３条（事業協力者の参加及び協力）

甲乙のいずれかが、本社会連携講座等における事業の遂行上、事業担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該事業担当者以外の者を事業協力者として本社会連携講座等における事業に参加させることができる。

２　事業担当者以外の者が事業協力者となるに当たっては、当該事業担当者以外の者を事業協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、事業協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

### 第４条（事業経費の負担）

乙は、契約項目表9.に掲げる事業経費を負担するものとする。

### 第５条（事業経費の納付）

乙は、契約項目表9.に掲げる事業経費を甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに納付しなければならない。なお、甲の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、乙の負担とする。

２　乙が所定の納付期限までに前項の事業経費を納付しないときは、甲は乙に対し納付期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に民法（明治29年法律第89号）で規定する法定利率の割合で計算した延滞金を請求することができるものとする。

**第６条（経理）**
第５条の事業経費の経理は甲の規定に則し、甲が行うものとする。

**第７条（事業経費により取得した設備等の帰属）**
契約項目表9.に掲げる事業経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

**第８条（施設・設備の提供等）**
甲は、本社会連携講座等の用に供するため、乙から契約項目表10.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
２　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

**第９条（社会連携講座等の廃止又は期間の延長）**
天災その他事業遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本社会連携講座等を廃止し、又は設置期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

**第10条（社会連携講座等の中止等に伴う事業経費等の取扱い）**
第９条の規定により、本社会連携講座等を廃止した場合において、第５条の規定により納付された事業経費（間接経費を除く。）の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、乙の事由により本社会連携講座等を廃止する場合は、原則として、甲は事業経費を返還しないものとする。
3　甲は、社会連携講座等設置期間の延長により納付された事業経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する事業経費を負担するかどうかを決定するものとする。
4　甲は、本契約を完了し、又は社会連携講座等を廃止したときには、第８条の規定により乙から受け入れた設備を契約の完了又は社会連携講座等廃止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

**第11条　（情報交換）**
甲及び乙は、本社会連携講座等における事業の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。
２　提供された情報、資料等のうち返還の必要があるものについては、本契約完了後又は本社会連携講座等廃止後、相手方に返還するものとする。

## 第三章　事業成果

**第12条（事業成果の報告）**

甲及び乙は、双方協力して、本社会連携講座等の実施期間中に得られた事業成果について報告書を、本契約完了の翌日から３０日以内にとりまとめるものとする。

**第13条（知的財産権等）**

甲及び乙は、本社会連携講座等における事業の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。

２　甲及び乙は、前項に基づき相手方から通知を受けた場合は、当該発明等の取扱いについて、甲乙間で別途協議の上決定する。

**第14条（知的財産権の譲渡等）**

甲は、第13条の協議により甲に単独承継された甲知的財産権又は前条の協議により甲及び乙の共有となった共有知的財産権の持分を乙（又は甲及び乙が協議の上、指定した者）に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約等により、これを行うものとする。なお、乙以外の者への甲知的財産権及び共有知的財産権の甲の持分の譲渡又は専用実施権等の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による通知を得なければならない。

## 第四章　秘密保持・公表

**第15条（ノウハウの指定）**

甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された事業成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、契約項目表11.に記載の期間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

**第16条（秘密の保持）**

甲及び乙は、本社会連携講座等における事業の実施に当たり、書面、図面、写真、サンプル、電子媒体等の媒体で相手方に開示若しくは提供する情報のうち、秘密に保持すべき情報（以下「相手方の秘密情報」という。）については、当該媒体に秘密である旨を明示するものとする。なお、口頭をもって情報を開示する場合は、開示する際に秘密情報であることを通知し、かつ、当該口頭開示のあった日から３０日以内に秘密とすべき口頭開示情報を書面に特定した上、秘密である旨明示して相手方に通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、相手方の秘密情報から除く。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発･取得していたことを証明できる情報
六　書面により事前に相手方の同意を得たもの
2　甲及び乙は、相手方の秘密情報及びノウハウについて、善良な管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、契約項目表5.の事業担当者（及び業務上知る必要がある者）以外に開示・漏洩してはならない。ただし、法令によって義務づけられている場合に限り、相手方に通知することで秘密に保持すべき情報を裁判所又は行政機関に開示することができるものとする。また、甲及び乙は、相手方の秘密情報及びノウハウについて知得した者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該知得した者に対し負わせるものとする。
3　甲及び乙は、相手方の秘密情報を本社会連携講座等における事業以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
4　前三項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約の目的のために必要な範囲で弁理士、弁護士等の職務上守秘義務を負う外部専門家に対して秘密情報を開示することができる。ただし、外部専門家による秘密保持義務の違反は開示した当事者による違反とみなすものとする。
5　前四項の有効期間は、本社会連携講座等の事業成果のノウハウについては、第15条で定める期間とし、それ以外については、契約項目表12.に定める期間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

**第17条（事業成果の取扱い）**

甲及び乙は、本契約完了（事業期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し３ヶ月以降、本社会連携講座等における事業によって得られた事業成果（事業期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた事業成果）について、第16条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、開示、発表若しくは公開すること（以下「事業成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

なお、第15条で定める秘匿期間中いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

2　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、契約項目表13.記載の期日までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本社会連携講座等における事業の結果得られたものであることを明示することができる。
3　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、事業成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは、契約項目表13.記載の期日までに開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、事業成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、

かかる同意を拒んではならない。

4　甲及び乙は、相手方の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章、相手方の事業担当者等その他の役員、教職員又は従業員の氏名等を広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、相手方の事前の書面による同意を得なければならない。

5　本条第２項の通知をしなければならない期間は、本契約完了後の翌日から起算して２年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

## 第五章　その他

### 第18条　（教育及び研究活動のための実施）

甲は、事業成果を、第15条のノウハウ秘匿義務及び第16条の秘密保持義務を遵守の上、甲が行う教育及び研究活動のために無償にて実施することができるものとする。

２　甲に属する発明者又は成果有体物の作製者は、甲の所属を離れた場合であっても、事業成果を、第15条のノウハウ秘匿義務及び第16条の秘密保持義務を遵守の上、教育及び研究の目的に限り、将来において所属する機関（非営利研究機関に限る。）で実施することができるものとする。

### 第19条　（非保証）

甲及び乙は、相手方に対し、自己が開示した秘密情報について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

２　甲は、本社会連携講座等における事業の結果得られた事業成果が第三者の特許権等を侵害しないことを保証しないものとする。

### 第20条（安全保障輸出管理）

甲及び乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令を遵守するものとする。

### 第21条（契約の解除）

甲は、乙が第５条に規定する事業経費を所定の納付期限までに納付せず、甲が相当の期間を定めてその履行を催告したにも関わらず、その期間内に納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後３０日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

３　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当し、債務不履行に陥った場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

二　銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

**第22条（損害賠償）**

甲又は乙は、第21条に掲げる事由及び甲、乙、事業担当者又は事業協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

**第23条　（退職後の取扱い）**

甲及び乙は、自己の事業担当者等が、自己に所属しなくなった後も、第16条及び第17条の規定を遵守させるよう措置しなければならない。

**第24条（契約の有効期間）**

本契約の有効期間は、契約項目表8.に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第３条及び第11条から第27条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

**第25条（協議）**

本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

**第26条（裁判管轄）**

本契約に関する訴えは、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

２　本契約の有効性、解釈及び履行に関しては日本法に従うものとする。

**第27条（反社会的勢力の排除）**

甲は、乙又は乙の指定する者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができるものとする。

一　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められたとき。

二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三　反社会的勢力を利用していると認められるとき。

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

五　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

六　乙又は乙の指定する者、又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

２　甲は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。